



SuMi TRUST 年金ニュース

(平成30年1月23日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【確定給付企業年金】

確定拠出年金法等の一部法改正に伴うDB 規約変更について（ポータビリティの拡充）

平成28年5月24日に可決・成立した確定拠出年金法等の法改正に関して、施行日が平成30年5月1日とされている法改正事項のうち、確定給付企業年金（DB）に関しては、DB・確定拠出年金（DC）・企業年金連合会・中退共制度間における「制度間ポータビリティの拡充」等に関するDB規約変更が必要となります。当該規約変更にかかる行政宛手続（申請・届出・届出不要）等につき現時点の情報に基づきご案内いたします。

なお、本法改正に係る規約例につきましては、現在厚生労働省宛に確認中のため、別途ご案内いたします。

本法改正に伴う規約変更手続き及び内容は以下のとおりです。

《中途脱退者の定義の変更》

I. 対象

全DB

II. 行政宛手続き

届出不要

行政宛手続きは生じませんが、基金様又はお客様社内での規約変更手続きが必要となります。（規約例につきましては確定次第、別途ご案内いたします。）

基金型：理事長専決可

規約型：規約変更に係る労働組合又は過半数代表者同意は不要

III. 施行日

平成30年5月1日（遡及不可）

IV. 内容

法改正により中途脱退者の定義が変更（対象者が拡大）されます。当該中途脱退者をDB規約上で定義していることから、該当する箇所の規約変更が必要となります。

なお、法令上、中途脱退者が制度間移換（ポータビリティ）の対象者であるため、ポータビリティが可能な対象者の範囲が拡大することになります。

（中途脱退者の定義）

法改正前：加入者の資格を喪失した者のうち脱退一時金を受けるための要件を満たす者
（老齢給付金の支給開始要件以外の要件を満たす者を除く。（※））

法改正後：加入者の資格を喪失した者のうち脱退一時金を受けるための要件を満たす者

（※）「老齢給付金の支給開始要件以外の要件を満たす者」は給付の方法として、一時金で受け取る 又は 一時金を年金の支給開始年齢まで繰下げた後に年金で受け取ることのいずれかを選択できる者が該当します。

➤ 基金型のお客様へのご案内（代議員会対応）

《中途脱退者の定義の変更》につきましては、前述のとおり理事長専決による規約変更が可とされております。また、規約例のご案内時期につきましては現状未定となっております。したがって、近々の予算代議員会等において本件ご報告いただくにあたりましては、

① 法改正に伴い、中途脱退者の定義の変更に係る規約変更を平成 30 年 5 月 1 日施行で行うこと。

② 当該規約変更を理事長専決により行うこと。

の 2 点について方針決議を行う等の対応が考えられます。（当該決議が近々の予算代議員会において必須の事項ではございません。）

基金様の実情にあわせて適宜ご対応いただけますようお願い申し上げます。

《他制度からの移換（＝自DBへの受換）に関連する規定の変更》

I. 対象

他制度（他のDB・連合会）からの移換を可としているDBのうち、中途脱退者の定義の変更以外の変更が必要なDB

II. 行政宛手続き

申請

基金型：代議員会の議決

規約型：規約変更に係る労働組合又は過半数代表者同意が必要

III. 施行日

平成 30 年 5 月 1 日以降、他制度からの移換を行うまでの日

IV. 内容

法改正に伴い新たにDCからの移換を可とする場合等に規約変更が必要となります。

(その他、現行の規約内容により規定の見直しが必要となる場合があります。)
なお、中退共からの移換については移換の都度、規約変更(申請)を行うため上記内容には含まれません。

弊社総幹事のお客様のうち、他制度からの移換を可としているお客様の規約変更につきましては個別に営業担当者までご相談ください。

(ご参考) 過去の関連するニュース

- ◆ 「確定拠出年金法等の一部を法改正する法律」の概要
[平成 28 年 5 月 24 日付SuMiTRUST年金ニュース](#)
(うちDB関係の改正事項 [平成 28 年 4 月 26 日付SuMiTRUST年金ニュース](#))
- ◆ 関連する政省令
[平成 29 年 11 月 27 日付SuMiTRUST年金ニュース](#)
[平成 29 年 12 月 22 日付SuMiTRUST年金ニュース](#)
- ◆ 関連する通知等
[平成 30 年 1 月 12 日付SuMiTRUST年金ニュース](#)

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-6256-3587